生産性向上設備投資促進税制　証明書発行　手引き

～産業競争力強化法の生産性向上設備のうち先端設備（Ａ類型）に係わる仕様等証明書発行について～

（断熱材）

平成２７年６月１０日

（平成27年6月10日一部修正）

一般財団法人　ベターリビング

～はじめに～

生産性向上設備投資促進税制の対象設備の要件とされている「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」のうち、

①最新モデルである事

②生産性向上（年平均１％以上向上）している事

の以上の条件を満たす設備であり、かつ最低取得価額などの税法上の要件を満たした設備を購入した場合、生産性向上設備投資促進税制の適用を受けることができます。

税制の支援措置

①平成２６年度～平成２７年度：即時償却と税額控除３％からの選択

②平成２８年度　　　　　　　：特別償却（２５％）と税額控除（２％）からの選択

※但し、税額控除における税額控除額は、当期の法人税額の２０％が上限

となっております。

「一般財団法人ベターリビング」では、生産性向上設備投資促進税制に記載の「先端設備（Ａ類型）」における【設備の種類】の「建物」、【用途又は細目】として「断熱材」について

①の「最新モデル」に該当するか　②の「年平均１％以上の生産性向上」に該当するかを確認した場合、その旨の「証明書」を発行することにしております。

設備ユーザーは、設置（予定）製品が上記の要件を満たすものであるかを断熱材の購入先（設計事務所、建設会社、販売店等）へお尋ね下さい。

なお、生産性向上設備投資促進税制についての詳しい情報は、経済産業省のホームページをご覧下さい。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyou\_saisei/kyousouryoku\_kyouka/seisanseikojo.html

|  |
| --- |
| （お問い合わせ先・提出先）〒102-0071東京都千代田区富士見２－７－２　ステージビルディング６階一般財団法人ベターリビング　住宅部品評価部　宛TEL:03-5211-0855 |

１．生産性向上設備投資促進税制（平成２６年１月２０日施行）の概要について

産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備（Ａ類型）に設備種類：「建物」、用途又は細目：「断熱材」が対象となっております。

断熱材の定義：「無機繊維断熱材」「木質繊維断熱材」「発泡プラスチック系断熱材」等の断熱材といたします。但し、発泡プラスチック系断熱材については、先端設備という趣旨から、発泡剤として炭化水素、二酸化炭素などを用い、フロン類を用いないもの（Ａ種）に限定しております。

その他の断熱材については、当財団にお問い合わせ下さい。

１）対象設備（要件）は、次の通りです。

①　最新モデルであること。

最新モデルとは、各メーカーの中で、下記のいずれかのモデルをいう。

イ）一定期間内（１４年以内）に販売が開始されたもので、最も新しいモデル

ロ）販売開始年度が取得等する年度及び前年度であるモデル

②　生産性向上

・旧モデル（最新モデルの一世代前モデル）と比較して、「生産性」が年平均１％以上向上しているものであること。

・「生産性」の指標については、「エネルギー効率」等、メーカーの提案を元に、当財団がその設備の性能を評価する指標として妥当であるかを判断する。

断熱材の場合の指標としては、断熱材の厚さ、熱抵抗等が上げられる。

③　設備ユーザーの最低取得価額が単品１２０万円以上であること。

※　①,②に関しては、別途定める「設備種類｢建物｣用途又は細目「断熱材」の対象製品登録要領（2/6頁）」を参照。

２）税制対象製品の確認者（証明書発行団体）について

一般財団法人ベターリビングが、税制対象製品の審査を行い証明書の発行を行います。

３）税制措置について

上記の１）の①②③の条件を満たし、税制対象の建物に断熱材を使用した場合は、設備ユーザーは以下の税制措置を受けることができます。

・平成２６年１月２０日～平成２８年３月３１日まで

→即時償却と税額控除３％からの選択

・平成２８年４月１日～平成２９年３月３１日まで

→特別償却（２５％）と税額控除（２％）からの選択

４）対象となる建物

・「生産等設備（事業の用に直接供される減価償却資産）のみが対象であり、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等（いわゆるバックオフィス）は対象外」

なお、対象の建物につきましては、設備ユーザー（生産性向上投資促進税制を受ける会社）が、所轄の税務署に判断を仰いで下さい。

５）手数料

手数料については、最新モデルであることと年平均１％以上の生産性向上であることの確認を行うための製品審査料と設置現場毎に証明書を発行する証明書発行手数料の２段階になっております。

一度、審査を終えた製品については、リスト化されて、再度製品審査を行う必要がなくなるため、証明書発行手数料のみが適用されます。

また、同制度の証明団体である一般財団法人建材試験センターで製品審査を行われた製品についても、同様にリスト化されますので、証明書発行手数料のみが適用されます。

|  |  |
| --- | --- |
| 製品審査料 | 金額（円）税別 |
| １製品～１０製品 | ２０，０００ |
| １１製品～２０製品 | ２５，０００ |
| ２１製品以上 | ３０，０００ |
|  |  |
| 証明書発行手数料 | 金額（円）税別 |
| １件 | ３，０００ |

２．証明書発行フロー

証明書発行までの流れをご説明いたします。申請方法には、Ａ申請とＢ申請の２種類があります。

|  |
| --- |
| Ａ申請：当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要ですが、JIS認証製品で断熱建材協議会会員事業者の製品については、事前に事業者団体内で新旧モデルの判別を検討した結果（生産向上設備断熱材対象製品登録要領記載の指標）をリスト化し、製品登録される予定になっております。この製品登録された断熱材については、設計事務所・建設会社・販売店等が、設備メーカー等に代わって申請することができます。 |

１）申請事業者（設備ユーザー）　→　設計事務所・建設会社・販売店等

申請事業者（設備ユーザー）は、直接契約関係にある設計事務所・建設会社・販売店等へ証明書の発行を依頼して下さい。

２）設計事務所・建設会社・販売店等　→　一般財団法人ベターリビング

設計事務所・建設会社・販売店等は、納入された断熱材の型式、商品名、数量、納入年月日及び設置場所を出来るだけ詳しく証明書（様式－１）に記載して、（様式－２）及び当財団宛の申請書（様式－３）と合わせて、一般財団法人ベターリビング（証明書発行団体）に証明書発行を申請して下さい。

３）一般財団法人ベターリビング(証明書発行団体）→設計事務所・建設会社・販売店等

一般財団法人ベターリビング（証明書発行団体）は様式－１～様式－３に記入漏れ、間違いがないことを確認した後、対象商品の審査を行います。

対象商品と判断した場合は、証明書（様式－１）に捺印後、設計事務所・建設会社・販売店等へ証明書を交付いたします。

なお、一般財団法人ベターリビング（証明書発行団体）は、証明書交付前に申請された設計事務所・建設会社・販売店等に証明書発行手数料を請求いたしますので、速やかにご入金下さい。

４）設計事務所・建設会社・販売店等　→　設備ユーザー

設計事務所・建設会社・販売店等は、証明書を設備ユーザーへお渡し下さい。

４）証明書（様式－１）

３）証明書（様式－１）

発行

請求書

の発行

入金

１）証明書発行の依頼

２）申請書(様式－３)の捺印のあるもの、証明書類（様式－１）の捺印あるもの及び（様式－２）

申請事業者

（設備ユーザー）

設計事務所・建設会社・

販売店等

一般財団法人ベターリビング

|  |
| --- |
| Ｂ申請：当該製品が、断熱建材協議会会員の製品でない製品については、新旧モデルの判別がつきませんので、設備メーカー等に代わって、設計事務所・建設会社・販売店等は、申請することができません。その場合は、以下の手順に従って下さい。但し、初回製品審査を終えた製品については、証明書発行団体は、リスト化しますので、次回からは上記のＡ申請の手続きで行うことができます。 |

１）申請事業者（設備ユーザー）　→　設計事務所・建設会社・販売店等

申請事業者（設備ユーザー）は、直接契約関係にある設計事務所・建設会社・販売店等へ証明書の発行を依頼して下さい。

２）設計事務所・建設会社・販売店等　→　設備メーカー等

設計事務所・建設会社・販売店等は、納入された断熱材の型式、商品名、数量、納入年月日及び設置場所を出来るだけ詳しく証明書（様式－１）に記載して、（様式－２）も添えて、設備メーカー等に提出して下さい。

３）設備メーカー等　→　一般財団法人ベターリビング（証明書発行団体）

設備メーカー等は、最新モデルであることと年平均１％以上の生産性向上であることを確認し、様式－１及び様式－２の必要事項を記入し、捺印したのちに、当財団宛の申請書（様式－３）を添えて一般財団法人ベターリビング（証明書発行団体）に証明書発行を申請して下さい。

初回製品審査が済んでいない製品については、その他必要書類として、様式－１及び様式－２の書類の他に新モデル製品と１世代前製品の発売年が分かる資料及び年平均１％以上生産性向上の判断できる資料（例、発売年が分かるカタログ・社内資料・その他証明できる資料）もご提出下さい。

４）一般財団法人ベターリビング（証明書発行団体）→ 設備メーカー等

一般財団法人ベターリビング（証明書発行団体）は様式－１～様式－３に記入漏れ、間違いがないことを確認した後、対象商品の審査を行います。

対象商品と判断した場合は、証明書（様式－１）に捺印後、設備メーカー等へ証明書を交付いたします。

なお、一般財団法人ベターリビング（証明書発行団体）は、証明書交付前に申請された設備メーカー等に製品審査料及び証明書発行手数料を請求いたしますので、速やかにご入金下さい。

５）設備メーカー等　→　設計事務所・建設会社・販売店等　→　設備ユーザー

設備メーカー等は、証明書を設計事務所・建設会社・販売店等を通し設備ユーザーへ転送します。

設備メーカー等

５）証明書（様式－１）

５）証明書（様式－１）

４）証明書（様式－１）

発行

２）証明書（様式－１）

（様式－２）提出

３）当財団宛の申請書

(様式－３捺印済)

証明書類

（様式－１捺印済、

様式－２）

請求書の発行

入金

１）証明書発行の依頼

申請事業者

（設備ユーザー）

設計事務所・建設会社・

販売店等

一般財団法人ベターリビング

３．初回製品審査を伴う証明書発行審査に必要な提出資料について

審査にあたり、下記内容が分かる資料の提出をお願い致します。

①新モデル製品と１世代前製品の発売年が分かる資料。

②年平均1％以上の生産性向上が判断できる資料

（例）発売年が分かるカタログ・社内資料・その他証明できる資料

年平均１％以上の生産性向上の指標

・断熱材の製品厚さによる比較

・熱抵抗値による比較

４．証明書発行に必要な提出書類ついて

様式－１、様式－２、様式－３のほか、納品書又は出荷証明書の写し(納品書、出荷証明書には、正確な商品名が記載されていること。)

証明書発行団体の登録リストの商品名と異なる時は、設置現場に納入された製品が対象製品かの判別が着かないために再提出をお願いいたします。

現場吹き込み型、吹き付け型の製品については、現場での施工厚さを確認するための施工証明書が必要になります。施工証明書の様式は様式－４を参照下さい。

（様式－１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 一般財団法人ベターリビング指定用紙 |
|  |  | 整理番号✔ |  |
|  |  | ① 下記②③以外の場合　　□② 当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込型機械装置である場合　　□③ 当該設備がソフトウェアである場合　　□ |
| 産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等証明書 |
| 設備の種類 | 建　物 |
| 設備の用途又は細目 | 断　熱　材 |
|  |
| 当該設備の概要 | 設備の名称 |  |
| 設備型式 |  |
| 納入数量 |  |
| 納入年月 | 平　成　　　　年　　　　月（予定を記入すること） |
| 設置場所 | （事務所名） |  |
| （所在地） |  |
|  |
| 該 当 要 件 | ①「最新モデル」に該当するか（※）当該設備がソフトウェア組込型機械装置（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合は、「一代前モデル」でも可。 | １．該当　　　２．非該当 |
| ②「生産性向上」に該当するか（※）当該設備がソフトウェア（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合は、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。 | １．該当　　　２．非該当 |
| 先端設備の当否 | １．該当　　　２．非該当 |
|  |
| 該当要件欄に記載してある事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。平成　　 年　　 月　　 日

|  |
| --- |
| 〒102-0071東京都千代田区富士見2-7-2ステージビルディング6階電話：03-5211-0855一般財団法人ベターリビング　理事長　　井　上　俊　之　　印 |

 | 当該設備は、上記のとおりであることを証明します。平成　　年　　月　　日 |
| 製造業者等の名称　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 製造業者等の所在地　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 担当者氏名担当者連絡先（電話番号） |
| （注）本証明書は、生産性向上設備投資促進税制（中小企業者等においては中小企業投資促進税制の上乗せ措置を含む）の対象設備の要件とされている産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る要件（｢最新モデル｣、｢生産性向上｣の要件）を満たしていることを証明するものです。当該税制の適用を受けるためには、さらに、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、産業競争力強化法施行日から平成２９年３月３１日までに取得等をし、かつ、事業の用に供すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは当該税制の概要をご覧ください。（http://www.meti.go.jp/policy/jigyou\_saisei/kyousouryoku\_kyouka/seisanseikojo.html） |

（様式－２）

|  |
| --- |
| 【チェックリスト】 |
|  | 製造者記入欄 | 証明者チェック欄 |
| 該　　　　　　　　　　当　　　　　　　　　　要　　　　　　　　　　件 | 「最新モデル」に該当するか | 下記の(ア)又は(イ)のいずれかに該当。(ア)当該設備は、取得等をする年度から起算して、一定期間(１４年)以内に販売が開始されたものであり、かつ販売以降、当該設備より新しい同種同用途のモデルは販売されていない。(イ)当該設備は、販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデルである。 | １．該当　　　２．非該当 |  |
| 販売開始年度：２０●●年度取得等をする年度：２０●●年度 |  |
| 「生産性向上」に該当するか | 当該設備の一代前モデルと比較して年平均１％以上の生産性向上を達成している。 | １．該当　　　２．非該当 |  |
| ＜比較指標＞（＊）以下の１～４までのいずれかの指標で比較。１．生産効率【　　　】２．精度【　　　】３．エネルギー効率【　　　】４．その他【　　　】＜指標数値＞（一代前モデル）：（当該設備）　 ：＜生産性向上＞年平均●●％ |  |
| 先端設備の当否 | １．該当　　　２．非該当 |  |
|  |
| 設備の種類 | 建　物 |
| 設備の用途又は細目 | 断　熱　材 |
| 設備の名称 |  |
| 設備型式 |  |
| 断熱材製造業者の名称 |  |

（様式－３）

年　　月　　日

**先端設備証明申請書**

一般財団法人 ベターリビング

理事長　井　上　俊　之　様

申請者（法人名又は氏名） 印

（代表者名）

（所在地）

先端設備証明事業実施要領に基づき、別添のとおり該当要件の証明を申請します。

記

１．申請する先端設備名

|  |  |
| --- | --- |
| 設備の種類 | 建　物 |
| 設備の用途又は細目 | 断　熱　材 |

２．添付資料

|  |  |
| --- | --- |
| 産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等証明書（様式－１） | 枚 |
| チェックリスト（様式－２） | 枚 |
| 施工証明書（様式－４） | 枚 |
| その他（　　　　　　　　　　　　　　） |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 連絡担当者 | 所属・役職 |  | 氏　名 |  |
| 連　絡　先 | 住所：〒 |
| TEL：　　　（　　　） | FAX：　　　（　　　） |
| ｅ－mail ： |
| 受付年月日＊ |  | 受付印＊ |
| 受付番号＊ |  |  |
|  |  |

＊印のある欄は記入しないでください。

（様式－４）記入例

**【断熱材】**

施工証明書（申請用）

平成○○年○月○日

（株）○○建設　殿

印

（株）○○商事△△支店

〒×××－××××

東京都××区××××

TEL××－××××

FAX××－××××

施工名：○○○工場新築工事

住所　：○○県○○市・・・・

施工完了日：○年○月○日

施工内容

【施工部位】□屋根・天井

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設備メーカー名 | 製品名 | 製品型番 | 施工厚さ(mm) | 断熱材の熱抵抗値 | 施工使用量(m2) |
| (株)○○○ | △△△ |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設備メーカー名 | 製品名 | 製品型番 | 施工厚さ(mm) | 断熱材の熱抵抗値 | 施工使用量(m2) |
| (株)○○○ | △△△ |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

【施工部位】□外壁

【施工部位】□床

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設備メーカー名 | 製品名 | 製品型番 | 施工厚さ(mm) | 断熱材の熱抵抗値 | 施工使用量(m2) |
| (株)○○○ | △△△ |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |